

# 入札説明書

委託業務名

島根県立益田養護学校の学校給食及び舎食調理業務

	頁
1 入札説明書 .....	1～ 4
2 仕様書 .....	5～20
3 入札参加資格確認申請関係書類様式 .....	21～28
4 入札参加資格確認通知書様式 .....	29
5 入札関係様式 .....	30～33
6 契約書（案） .....	34～41
7 その他添付資料	
資料1 学校給食衛生管理基準	
資料2 定期及び日常の衛生検査の点検票	
資料3 大量調理施設衛生管理マニュアル	

島根県教育委員会

(島根県立益田養護学校)

# 入札説明書

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名 島根県立益田養護学校の学校給食及び舎食調理業務委託
- (2) 入札案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 委託期間 令和8年8月1日（契約締結日が1日以降になった場合は、その日）から令和11年7月31日まで（3年間）
- (4) 履行場所 島根県益田市横田町 2120 番 1 島根県立益田養護学校 厨房

## 2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月22日（火）午後2時00分
- (2) 場所 島根県益田市横田町 2120 番 1  
島根県立益田養護学校（会場は当日指示する）

## 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合、これを受けている者であること。
- (7) 過去2年の間に、学校・事業所等において、同等程度の調理業務の受託実績があること。
- (8) 島根県が行う入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (9) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (10) 島根県内に本店を有する者であること。
- (11) 当校の調理業務担当教諭（栄養教諭）から調理業務の説明を受けるとともに調理業務の実施場所（益田養護学校の厨房）の実地確認を終えた者であること。

## 4 入札者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行うものとし、その結果は別に定める入札参加資格確認通知書により各申請者に通知する。
- (3) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書の提出に先立ち、調理業務担当教諭（栄養教諭）から調理業務の説明を受けるとともに調理業務の実施場所（益田養護学校の厨房）を確認すること。
  - ・確認にあたっては、末尾記載の問い合わせ先に連絡し日程調整してください。
  - ・過去に本校で調理業務を行ったことがある者は確認を省略できる場合があります。

す。

- (5) 期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 5 入札参加資格確認申請に必要な書類

- (1) 申請書（別添のとおり）
- (2) 営業経歴書（別添のとおり）
- (3) 登記簿謄本
- (4) 営業に必要な許可、認可等を受けていることがわかる証書等の写し
- (5) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く）の納税証明書  
未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書。  
ただし、この公告日以降に発行されたものに限る。
- (6) 消費税及び地方消費税の納税証明書  
未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書。  
ただし、この公告日以降に発行されたものに限る。
- (7) 入札参加資格に関する誓約書
- (8) 入札参加資格確認通知書の返信用封筒  
以下は必要に応じて申請書に添付すること。
- (9) 委任状（別添のとおり）
- (10) 入札保証金及び契約保証金の免除を希望する場合は、これに関する書類

## 6 申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和8年7月14日（火）午後5時までに、以下に示す場所に持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。（提出期限に必着のこと。）

島根県益田市横田町 2120-1 島根県立益田養護学校 事務室

## 7 入札の方法など

- (1) 入札金額  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額とすること。この場合、消費税及び地方消費税に相当する額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- (2) 落札者の決定方法  
島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
ただし、落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者等にくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 再度入札  
開札の結果、落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。再度入札は、2回まで行うものとする。  
なお、再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、

当該入札者の入札は無効とする。

- (5) 代理人入札  
入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 郵便による入札  
認めない。
- (7) 入札の取りやめ又は延期  
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。
- (8) 入札辞退  
入札を辞退する場合は次によること。  
ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を令和8年7月17日(金)午後5時までに持参又は郵送等により提出するものとする。  
イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出するものとする。

## 8 入札保証金

- (1) 入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額を契約に係る委託期間の月数(36ヶ月)で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 入札保証金の免除を希望する者は、次のいずれかの書類を申請書に添えて提出すること。  
提出書類  
島根県会計規則第61条の2第1号又は第2号に該当することを証明できる書類  
(入札保証保険契約の保険証券、契約書の写し等)
- (3) 入札保証金は、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に返還するものとし、落札者が契約を締結しないときは、島根県に帰属するものとする。
- (4) 入札保証金の納付は、入札日の午前9時から午前11時までの間に、島根県立益田養護学校事務室まで持参の上納付を行うこと

## 9 契約保証金

- (1) 契約金額を、契約に係る委託期間の月数(36ヶ月)で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。  
ア 納付場所：島根県立益田養護学校 事務室  
イ 納付時期：落札の日から14日以内でかつ契約締結までの間  
(土日祝日を除く午前9時から午後5時までに限る)
- (3) 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

## 10 契約

- (1) 契約書作成の要否  
要する。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 契約条項  
別添契約書(案)のとおり。
- (4) 契約締結日

業務委託契約は、会計規則の定める期限内で、かつ、遅くとも令和8年8月1日までに締結するものとする。ただし、契約締結手続きに起因するやむを得ない事情が生じた場合は、8月1日以降のできるだけ早い時期に契約を締結するものとする。

## 11 質疑

- (1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、添付の入札質疑書により書面にて提出すること（FAX可）。
- (2) 提出期限及び提出場所
  - ア 提出期限：令和8年7月14日（火）午後5時まで
  - イ 提出場所：島根県益田市横田町 2120-1 島根県立益田養護学校  
（事務室 電話：0856-31-5112 FAX：0856-25-1967）
- (2) 提出のあった質疑については、当該質疑者に対し回答する。

## 12 その他

- (1) 島根県会計規則の定めるところにより執行する。
- (2) 不当介入への対応  
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（特別支援教育課または益田養護学校）に報告するとともに警察に通報すること。  
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 本案件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがあります。
- (4) この入札に関する問い合わせ先  
島根県益田市横田町 2120-1  
島根県立益田養護学校 事務室 陶山・藤原  
電話：0856-31-5112 FAX：0856-25-1967

# 仕 様 書

島根県立益田養護学校の学校給食及び舎食調理業務の実施に当たっては、この仕様書に定めるところによるものとする。

## 1 業務場所

島根県益田市横田町 2 1 2 0 番 1 号  
島根県立益田養護学校 厨房

## 2 委託期間

令和 8 年 8 月 1 日（契約締結日が 1 日以降になった場合は、契約締結日）から令和 11 年 7 月 31 日まで（3 年間）

## 3 委託業務

委託者が受託者に委託する業務は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食調理業務 益田養護学校の昼食調理に係る業務
- (2) 舎食調理業務 益田養護学校寄宿舎の朝食及び夕食（委託者の行事等により学校給食のない日の昼食を含む）調理に係る業務

## 4 委託業務の内容

委託業務の内容は次のとおりとし、益田養護学校の厨房施設に、受託者が人員を派遣して行うものとする。

なお、業務の実施に当たっては、「学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）」（資料 1）、学校給食衛生管理基準に基づく「定期及び日常の衛生検査の点検票」（資料 2）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け 衛食第 85 号別添）」（資料 3）等に記載された関係事項を遵守するものとする。

- (1) 学校給食及び舎食の調理（行事食及び二次調理を含む）並びに盛り合わせ
- (2) 食器及び調理器具類の洗浄、消毒及び保管
- (3) 残飯、残菜及び厨芥等の処理（グリストラップ槽の清掃を含む）
- (4) 食材料の検収
- (5) 保存食及び検食の管理
- (6) 厨房（下処理室、検収室を含む）、食器庫、冷蔵庫、休憩室、その他関連個所の清掃及び衛生管理
- (7) 業務従事者の労務管理

## 5 委託業務実施予定日等

### (1) 調理業務実施予定日

#### ア 令和 8 年度

原則として、別表第 1 「令和 8 年度給食及び舎食実施予定」のとおり

#### イ 令和 9 年度（4 月～3 月）、令和 10 年度（4 月～3 月）、令和 11 年度（4 月～7 月）

未定であるが、本校の運営が令和8年と同様の日程で行われるものとして作成したものは、別表第1「令和6（及び7，8）年度給食及び舎食実施予定」のとおりである。

ウ 各年度で別表第1の数と大幅に日数が変わる場合は、受託者は委託者に対し契約内容の変更について協議を申し出ることができる。

(2) 1日当たりの最大食数

令和8年度は別表第2のとおり

入札にあたっては別表第2の数を元に見積もることとし、各年度で別表第2の数と大幅に食数が変わる場合は、受託者は委託者に対し契約内容の変更について協議を申し出ることができる。

(3) 学校給食及び舎食に係る二次調理の食数等

令和8年度は別表第3のとおり

入札にあたっては別表第3の数を元に見積もることとし、各年度で別表第3の数と大幅に食数が変わる場合は、受託者は委託者に対し契約内容の変更について協議を申し出ることができる。

6 経費の負担

受託者は、業務実施に伴う経費のうち、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 受託者の業務従事者の給与、諸手当及び福利厚生費
- (2) 受託者の業務従事者の被服費、検便代及び健康診断費
- (3) 手袋（食品衛生法規格基準に適合した材質）、ゴミ袋（ポリ袋等）、食器洗浄用洗剤、手洗い用洗剤、消毒薬、ラップ、ペーパータオル、クッキングシート、保存食用袋等業務に要する消耗品費
- (4) 油分の回収費を含む厨房内のゴミ回収費

7 設備の使用及び保守

- (1) 受託者は、給食設備を良好な管理のもとに使用するものとする。
- (2) 受託者は、給食設備の修理等が必要な場合は委託者に申し出るものとし、委託者が必要と認めたときは、委託者の責任で行う。ただし、修理等の責任が受託者にあると認められたときは、この限りでない。

8 遵守事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり委託者の指示監督に従い、その責務を果たすとともに、関係法令を遵守するものとする。
- (2) 受託者は、事故防止のため、衛生管理に万全を期すとともに、業務従事者の健康管理に努めるものとする。

9 調理業務の自粛

児童生徒等学校給食又は舎食を食した者に、食中毒の疑い又は異物混入等に起因する健康被害が発生した場合は、原因解明に要する期間等委託者が定める期間について、受託者は調理業務を自粛するものとする。

## 1 0 業務従事者の配置等

- (1) 受託者は、委託業務に遅滞等が生じることのないよう常に人員の確保に留意するとともに、業務実施に必要なかつ十分な人員を配置するものとする。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに、業務従事者名簿及び健康診断書を提出するものとする。
- (3) 受託者は、委託業務の実施及び指揮監督を行う責任者を調理従事責任者として定め上記に併せて委託者に提出するものとする。
- (4) 受託者は、業務従事者に対し定期的に健康診断及び検便を実施し、その結果を委託者に報告するものとする。
- (5) 受託者は、業務従事者に対し定期的に衛生面等の研修を行うものとする。また、委託者が主催する調理業務に関連する研修会等に積極的に参加させるものとする。
- (6) 委託者は、業務遂行に支障をきたす行為が業務従事者にあったと認めたときは、受託者に業務従事者の交代を求めることができる。

## 1 1 食材料の検収

業務従事者は、委託者が発注した食材料の納品検査を行い、適正な品質状況の確認を行うものとし、適正でないと認めたときは、委託者に速やかに報告するものとする。

令和8年度給食及び舎食実施予定

(仕様書の別表第1)

R8年度2学期

2026年度

9月	朝	昼	夕	行事等	10月	朝	昼	夕	行事等	11月	朝	昼	夕	行事等	12月	朝	昼	夕	行事等	
1(火)	○	×	○	○	始業式・給食開始	1(木)	○	○	○	1(日)					1(火)	○	○	○		
2(水)	○	○	○	○		2(金)	○	○	×	2(月)	○	×	○	×	2(水)	○	○	○		
3(木)	○	○	○	○		3(土)				3(火)					3(木)	○	○	○		
4(金)	○	○	○	×		4(日)				4(水)	○	×	○	○	4(金)	○	○	○	×	
5(土)						5(月)	○	×	○	高2・3年生現場実習	5(木)	○	○	○	5(土)					
6(日)						6(火)	○	○	○		6(金)	○	○	×	6(日)					
7(月)	○	×	○	○		7(水)	○	○	○		7(土)				7(月)	○	×	○	○	
8(火)	○	○	○	○		8(木)	○	○	○		8(日)				8(火)	○	○	○	○	
9(水)	○	○	○	○		9(金)	○	○	×		9(月)	○	×	○	○	9(水)	○	○	○	○
10(木)	○	○	○	○		10(土)				10(火)	○	○	○		10(木)	○	○	○	○	
11(金)	○	○	○	×		11(日)				11(水)	○	○	○		11(金)	○	○	○	×	
12(土)						12(月)				12(木)	○	○	○		12(土)					
13(日)						13(火)	○	×	○	高1・3年生現場実習	13(金)	○	○	×	13(日)					
14(月)	○	×	○	○		14(水)	○	○	○		14(土)				14(月)	○	×	○	○	
15(火)	○	○	○	○		15(木)	○	○	○		15(日)				15(火)	○	○	○	○	
16(水)	○	○	○	○		16(金)	○	○	×		16(月)	○	×	○	○	16(水)	○	○	○	○
17(木)	○	○	○	○		17(土)					17(火)	○	○	○		17(木)	○	○	○	×
18(金)	○	○	○	×		18(日)					18(水)	○	○	○		18(金)	○	○	○	×
19(土)						19(月)	○	×	○	高1年生現場実習	19(木)	○	○	○		19(土)				
20(日)						20(火)	○	○	○		20(金)	○	○	○		20(日)				
21(月)					敬老の日	21(水)	○	○	○		21(土)	○	○	×	×	21(月)	○	×	○	○
22(火)					国民の休日	22(木)	○	○	○		22(日)					22(火)	○	○	○	○
23(水)					秋分の日	23(金)	○	○	×		23(月)					23(水)	○	○	○	○
24(木)	○	×	○	○		24(土)					24(火)					24(木)	○	○	○	○
25(金)	○	○	○	×		25(日)					25(水)	○	×	○	○	25(金)	○	○	○	×
26(土)						26(月)	○	×	○		26(木)	○	○	○		26(土)				
27(日)						27(火)	○	○	○		27(金)	○	○	×		27(日)				
28(月)	○	×	○	○	高2・3年生現場実習	28(水)	○	○	○		28(土)					28(月)				
29(火)	○	○	○	○	保護者給食試食会	29(木)	○	○	○		29(日)					29(火)				
30(水)	○	○	○	○		30(金)	○	○	×		30(月)	○	×	○	○	30(水)				
						31(土)									31(木)					

19 14 19 15  
19日

21 17 21 16  
21日

19 13 18 14  
19日

19 16 19 14  
19日

令和8年度給食及び舎食実施予定

(仕様書の別表第1)

R8年度3学期

2027

1月	朝	昼	夕	行事等	2月	朝	昼	夕	行事等	3月	朝	昼	夕	行事等		
1(金)				元旦	1(月)	○	×	○	○	1(月)	○	×	○	○		
2(土)					2(火)	○	○	○	○	2(火)	○	○	○	○		
3(日)					3(水)	○	○	○	○	3(水)	○	○	○	○		
4(月)					4(木)	○	○	○	○	4(木)	○	○	×	卒業生を祝う会		
5(火)					5(金)	○	○	×		5(金)	○	○	×			
6(水)					6(土)					6(土)						
7(木)					7(日)					7(日)						
8(金)	○	×	○	×	始業式・給食開始	8(月)	○	×	○	○	8(月)	○	×	○	○	
9(土)						9(火)	○	○	○	○	9(火)	○	○	○	高:卒業式予行練習	
10(日)						10(水)	○	○	×	小1日入学(小特別休業日)	10(水)	○	○	○	小中:卒業式予行練習	
11(月)				成人の日	11(木)				建国記念の日	11(木)	○	○	○	高:卒業式		
12(火)	○	×	○	○		12(金)	○	×	○	×	12(金)	○	○	×	小中:卒業式	
13(水)	○	○	○	○		13(土)					13(土)					
14(木)	○	○	○	○		14(日)					14(日)					
15(金)	○	○	○	×		15(月)	○	×	○	○	15(月)	○	×	○	○	
16(土)						16(火)	○	○	○	○	16(火)	○	○	○	○	
17(日)						17(水)	○	○	○	○	17(水)	○	○	○	○	
18(月)	○	×	○	○		18(木)	○	○	○	○	18(木)	○	○	○	○	
19(火)	○	○	○	○	食育推進委員会	19(金)	○	○	×	高:出校日	19(金)	○	○	×		
20(水)	○	○	○	○		20(土)				(高)ますようでかつちゃん祭	20(土)					
21(木)	○	○	○	○		21(日)					21(日)				春分の日	
22(金)	○	○	○	×		22(月)	○	×	○	×	高:かつちゃん祭振替休日	22(月)			振替休日	
23(土)						23(火)				天皇誕生日	23(火)	○	×	○	○	
24(日)						24(水)	○	×	○	○	24(水)	○	○	×	×	修了式(給食なし)
25(月)	○	×	○	○		25(木)	○	○	○	○	25(木)				害虫駆除準備・大そうじ	
26(火)	○	○	○	○		26(金)	○	○	×		26(金)				害虫駆除	
27(水)	○	○	○	○		27(土)					27(土)					
28(木)	○	○	○	○		28(日)					28(日)					
29(金)	○	○	○	×							29(月)					
30(土)											30(火)					
31(日)											31(水)					

15 11 15 11

15日

18 12 18 12

18日

17 13 16 12

17日

50

年間朝食回数	96
年間昼食回数	126
年間夕食回数	94
<b>年間給食延回数</b>	<b>316</b>

1学期配食回数	0
2学期配食回数	78
3学期配食回数	50
<b>年間配食回数</b>	<b>128</b>

令和9年度給食及び舎食実施予定

(仕様書の別表第1)

R9年度1学期(R9年度がR8年度と同様の日程と仮定したもの)

2027 年度

4月	朝	昼	夕	行事等	5月	朝	昼	夕	行事等	6月	朝	昼	夕	行事等	7月	朝	昼	夕	行事等	
1(木)					1(土)					1(火)	○	○	○		1(木)	○	○	○		
2(金)					2(日)					2(水)	○	○	○		2(金)	○	○	○	×	
3(土)					3(月)				憲法記念日	3(木)	○	○	○		3(土)					
4(日)					4(火)				みどりの日	4(金)	○	○	×		4(日)					
5(月)					5(水)				こどもの日	5(土)					5(月)	○	×	○	○	
6(火)					6(木)				振替休日(4/29)	6(日)					6(火)	○	○	○	○	
7(水)					7(金)	○	×	○	○	7(月)	○	×	○	○	7(水)	○	○	○	○	
8(木)	○	×	×	○	始業式(給食なし)	8(土)	○	○	×	8(火)	○	○	○	高2・3年生現場実習	8(木)	○	○	○	×	舎お楽しみ会
9(金)	○	○	○	×	9(日)					9(水)	○	○	○		9(金)	○	○	○	×	
10(土)					10(月)	○	×	○	○	食育推進委員会	10(木)	○	○	○	新生入保護者給食試食会	10(土)				
11(日)					11(火)	○	○	○	○	11(金)	○	○	×		11(日)					
12(月)	○	×	×	○	入学式	12(水)	○	○	○	12(土)					12(月)	○	×	○	○	
13(火)	○	○	○	○		13(木)	○	○	○	13(日)					13(火)	○	○	○	○	
14(水)	○	○	○	○		14(金)	○	○	×	14(月)	○	×	○	○	14(水)	○	○	○	○	
15(木)	○	○	○	○		15(土)				高等部体育祭	15(火)	○	○	○	高2・3年生現場実習	15(木)	○	○	○	○
16(金)	○	○	○	×		16(日)				16(水)	○	○	○		16(金)	○	○	○	×	終業式・給食終了
17(土)					17(月)	○	×	○	×	高:体育祭振替休日	17(木)	○	○	○	17(土)					
18(日)					18(火)	○	×	○	○	18(金)	○	○	×		18(日)					
19(月)	○	×	○	○		19(水)	○	○	○	19(土)					19(月)					
20(火)	○	○	○	○		20(木)	○	○	○	20(日)					20(火)					海の日
21(水)	○	○	○	○		21(金)	○	○	×	21(月)	○	×	○	○	21(水)					夏季休業・大そうじ
22(木)	○	○	○	○		22(土)				22(火)	○	○	○		22(木)					害虫駆除
23(金)	○	○	○	×		23(日)				23(水)	○	○	○		23(金)					
24(土)					24(月)	○	×	○	○	24(木)	○	○	○		24(土)					
25(日)					25(火)	○	○	○	○	25(金)	○	○	×		25(日)					
26(月)	○	×	○	○		26(水)	○	○	○	26(土)					26(月)					
27(火)	○	○	○	○		27(木)	○	○	○	27(日)					27(火)					
28(水)	○	○	○	○		28(金)	○	○	×	28(月)	○	×	○	○	28(水)					
29(木)	○	○	○	○	昭和三の日・PTA総会(出校日)	29(土)				29(火)	○	○	○		29(木)					
30(金)	○	○	○	×		30(日)				30(水)	○	○	○		30(金)					
					31(月)	○	×	○	○						31(土)					

17 13 15 13

17日

18 12 18 13

18日

22 18 22 18

22日

12 10 12 8

12日

69

令和9年度給食及び舎食実施予定

(仕様書の別表第1)

R9年度2学期(R9年度がR8年度と同様の日程と仮定したもの)

9月	朝	昼	夕	行事等	10月	朝	昼	夕	行事等	11月	朝	昼	夕	行事等	12月	朝	昼	夕	行事等
1(水)	○	×	○	○	始業式・給食開始	1(金)	○	○	×	1(月)	○	×	○		1(水)	○	○	○	
2(木)	○	○	○	○		2(土)				2(火)	○	○	×		2(木)	○	○	○	
3(金)	○	○	×		3(日)					3(水)				文化の日	3(金)	○	○	×	
4(土)					4(月)	○	×	○	○	高2・3年生現場実習	4(木)	○	×	○	4(土)				
5(日)					5(火)	○	○	○		5(金)	○	○	×		5(日)				
6(月)	○	×	○	○	6(水)	○	○	○		6(土)					6(月)	○	×	○	○
7(火)	○	○	○	○	7(木)	○	○	○		7(日)					7(火)	○	○	○	○
8(水)	○	○	○	○	8(金)	○	○	×		8(月)	○	×	○		8(水)	○	○	○	○
9(木)	○	○	○	○	9(土)					9(火)	○	○	○		9(木)	○	○	○	○
10(金)	○	○	×		10(日)					10(水)	○	○	○		10(金)	○	○	○	×
11(土)					11(月)				スポーツの日	11(木)	○	○	○		11(土)				
12(日)					12(火)	○	×	○	○	高1・3年生現場実習	12(金)	○	○	×	12(日)				
13(月)	○	×	○	○	13(水)	○	○	○		13(土)					13(月)	○	×	○	○
14(火)	○	○	○	○	14(木)	○	○	○		14(日)					14(火)	○	○	○	○
15(水)	○	○	○	○	15(金)	○	○	×		15(月)	○	×	○		15(水)	○	○	○	○
16(木)	○	○	○	○	16(土)					16(火)	○	○	○		16(木)	○	○	○	×
17(金)	○	○	×		17(日)					17(水)	○	○	○		17(金)	○	○	○	×
18(土)					18(月)	○	×	○	○	高1年生現場実習	18(木)	○	○	○	18(土)				
19(日)					19(火)	○	○	○		19(金)	○	○	○	舎夕あり	19(日)				
20(月)				敬老の日	20(水)	○	○	○		20(土)	○	×	×	ますようまつり・舎朝あり	20(月)	○	×	○	○
21(火)	○	×	○	○	21(木)	○	○	○		21(日)					21(火)	○	○	○	○
22(水)	○	○	○	×	22(金)	○	○	×		22(月)				振替休日(11/20)	22(水)	○	○	○	○
23(木)				秋分の日	23(土)					23(火)				勤労感謝の日	23(木)	○	○	○	○
24(金)	○	×	○	×	24(日)					24(水)	○	×	○	○	24(金)	○	○	○	×
25(土)					25(月)	○	×	○	○	25(木)	○	○	○		25(土)				
26(日)					26(火)	○	○	○		26(金)	○	○	×		26(日)				
27(月)	○	×	○	○	高2・2年生現場実習	27(水)	○	○	○	27(土)					27(月)				
28(火)	○	○	○	○	保護者給食試食会	28(木)	○	○	○	28(日)					28(火)				冬季休業・仕事納め
29(水)	○	○	○	○	29(金)	○	○	×		29(月)	○	×	○	○	29(水)				
30(木)	○	○	○	○	30(土)					30(火)	○	○	○		30(木)				
					31(日)										31(金)				

20 14 20 15  
20日

20 16 20 15  
20日

20 14 19 15  
20日

18 15 18 13  
18日

令和9年度給食及び舎食実施予定

(仕様書の別表第1)

R9年度3学期(R9年度がR8年度と同様の日程と仮定したもの)

2028

1月	朝	昼	夕	行事等	2月	朝	昼	夕	行事等	3月	朝	昼	夕	行事等
1(土)				元旦	1(火)	○	○	○		1(水)	○	×	○	
2(日)					2(水)	○	○	○		2(木)	○	○	×	卒業生を祝う会
3(月)					3(木)	○	○	○		3(金)	○	○	×	
4(火)					4(金)	○	○	×		4(土)				
5(水)					5(土)					5(日)				
6(木)					6(日)					6(月)	○	×	○	
7(金)					7(月)	○	×	○		7(火)	○	○	○	高:卒業式予行練習
8(土)					8(火)	○	○	○	中1日入学(中特別休業日)	8(水)	○	○	○	小中:卒業式予行練習
9(日)					9(水)	○	○	○	小1日入学(小特別休業日)	9(木)	○	○	○	高:卒業式
10(月)				成人の日	10(木)	○	○	×		10(金)	○	○	×	小中:卒業式
11(火)	○	×	○	始業式・給食開始	11(金)				建国記念の日	11(土)				
12(水)	○	○	○		12(土)					12(日)				
13(木)	○	○	○		13(日)					13(月)	○	×	○	
14(金)	○	○	×		14(月)					14(火)	○	○	○	
15(土)					15(火)	○	×	○		15(水)	○	○	○	
16(日)					16(水)	○	○	○		16(木)	○	○	○	
17(月)	○	×	○		17(木)	○	○	○		17(金)	○	○	×	
18(火)	○	○	○	食育推進委員会	18(金)	○	○	×	高:出校日	18(土)				
19(水)	○	○	○		19(土)				(高)ますようでかつちゃん祭	19(日)				
20(木)	○	○	○		20(日)					20(月)				春分の日
21(金)	○	○	×		21(月)	○	×	○	高:かつちゃん祭振替休日	21(火)	○	×	○	
22(土)					22(火)	○	×	○		22(水)	○	○	○	
23(日)					23(水)				天皇誕生日	23(木)	○	○	○	
24(月)	○	×	○		24(木)	○	×	○		24(金)	○	○	×	修了式(給食なし)
25(火)	○	○	○		25(金)	○	○	×		25(土)				害虫駆除準備・大そうじ
26(水)	○	○	○		26(土)					26(日)				害虫駆除
27(木)	○	○	○		27(日)					27(月)				
28(金)	○	○	×		28(月)	○	×	○		28(火)				
29(土)					29(火)	○	○	×		29(水)				
30(日)										30(木)				
31(月)	○	×	○							31(金)				

15 11 15 12

15日

18 12 18 11

18日

17 13 16 12

17日

50

年間朝食回数	148
年間昼食回数	193
年間夕食回数	145
<b>年間給食延回数</b>	<b>486</b>

1学期配食回数	69
2学期配食回数	78
3学期配食回数	50
<b>年間配食回数</b>	<b>197</b>

令和10年度給食及び舎食実施予定

(仕様書の別表第1)

R10年度1学期(R10年度がR8年度と同様の日程と仮定したもの)

2028 年度																				
4月	朝	昼	夕	行事等	5月	朝	昼	夕	行事等	6月	朝	昼	夕	行事等	7月	朝	昼	夕	行事等	
1(土)					1(月)				振替休日(4/29)	1(木)	○	○	○		1(土)					
2(日)					2(火)	○	×	○	×	2(金)	○	○	○	×	2(日)					
3(月)					3(水)				憲法記念日	3(土)					3(月)	○	×	○	○	
4(火)					4(木)				みどりの日	4(日)					4(火)	○	○	○	○	
5(水)					5(金)				こどもの日	5(月)	○	×	○	○	高2・3年生現場実習	5(水)	○	○	○	○
6(木)					6(土)				振替休日	6(火)	○	○	○	○	6(木)	○	○	○	○	
7(金)					7(日)					7(水)	○	○	○	○	新入生保護者給食試食会	7(金)	○	○	○	×
8(土)					8(月)	○	×	○	○	8(木)	○	○	○	○		8(土)				
9(日)					9(火)	○	○	○	○	9(金)	○	○	○	×	9(日)					
10(月)	○	×	×	○	始業式(給食なし)	10(水)	○	○	○	10(土)					10(月)	○	×	○	○	
11(火)	○	○	○	○		11(木)	○	○	○	11(日)					11(火)	○	○	○	○	
12(水)	○	○	×	○	入学式	12(金)	○	○	×	12(月)	○	×	○	○	高2・3年生現場実習	12(水)	○	○	○	○
13(木)	○	○	○	○		13(土)				13(火)	○	○	○	○		13(木)	○	○	○	×
14(金)	○	○	○	×		14(日)				14(水)	○	○	○	○		14(金)	○	○	○	×
15(土)					15(月)	○	×	○	○	15(木)	○	○	○	○		15(土)				
16(日)					16(火)	○	○	○	○	16(金)	○	○	○	×	16(日)					
17(月)	○	×	○	○	17(水)	○	○	○	○	17(土)					17(月)					海の日
18(火)	○	○	○	○	18(木)	○	○	○	○	18(日)					18(火)					夏季休業・大そうじ
19(水)	○	○	○	○	19(金)	○	○	×		19(月)	○	×	○	○	19(水)					害虫駆除
20(木)	○	○	○	○	20(土)				高等部体育祭	20(火)	○	○	○	○	20(木)					
21(金)	○	○	○	×	21(日)					21(水)	○	○	○	○	21(金)					
22(土)					22(月)	○	×	○	×	高:体育祭振替休日	22(木)	○	○	○	22(土)					
23(日)					23(火)	○	×	○	○	23(金)	○	○	○	×	23(日)					
24(月)	○	×	○	○	24(水)	○	○	○	○	24(土)					24(月)					
25(火)	○	○	○	○	25(木)	○	○	○	○	25(日)					25(火)					
26(水)	○	○	○	○	26(金)	○	○	×		26(月)	○	×	○	○	26(水)					
27(木)	○	○	○	○	27(土)					27(火)	○	○	○	○	27(木)					
28(金)	○	○	○	○	28(日)					28(水)	○	○	○	○	28(金)					
29(土)	○	○	○	×	昭和の日・PTA総会(出校日)	29(月)	○	×	○	○	29(木)	○	○	○	29(土)					
30(日)					30(火)	○	○	○	○	30(金)	○	○	○	×	30(日)					
					31(水)	○	○	○	○						31(月)					

16 13 14 13  
16日

19 13 19 14  
19日

22 18 22 17  
22日

10 8 10 7  
10日

令和10年度給食及び舎食実施予定

(仕様書の別表第1)

R10年度2学期(R10年度がR8年度と同様の日程と仮定したもの)

9月	朝	昼	夕	行事等	10月	朝	昼	夕	行事等	11月	朝	昼	夕	行事等	12月	朝	昼	夕	行事等	
1(金)	○	×	○	×	始業式・給食開始	1(日)				1(水)	○	○	○		1(金)	○	○	○	×	
2(土)						2(月)	○	×	○	○	2(木)	○	○	×	2(土)					
3(日)						3(火)	○	○	○	3(金)				文化の日	3(日)					
4(月)	○	×	○	○		4(水)	○	○	○	4(土)					4(月)	○	×	○	○	
5(火)	○	○	○	○		5(木)	○	○	○	5(日)					5(火)	○	○	○	○	
6(水)	○	○	○	○		6(金)	○	○	×	6(月)	○	×	○	○	6(水)	○	○	○	○	
7(木)	○	○	○	○		7(土)				7(火)	○	○	○		7(木)	○	○	○	○	
8(金)	○	○	×			8(日)				8(水)	○	○	○		8(金)	○	○	○	×	
9(土)						9(月)			スポーツの日	9(木)	○	○	○		9(土)					
10(日)						10(火)	○	×	○	○	10(金)	○	○	×	10(日)					
11(月)	○	×	○	○		11(水)	○	○	○	11(土)					11(月)	○	×	○	○	
12(火)	○	○	○	○		12(木)	○	○	○	12(日)					12(火)	○	○	○	○	
13(水)	○	○	○	○		13(金)	○	○	×	13(月)	○	×	○	○	13(水)	○	○	○	○	
14(木)	○	○	○	○		14(土)				14(火)	○	○	○		14(木)	○	○	○	×	舎お楽しみ会
15(金)	○	○	○	×		15(日)				15(水)	○	○	○		15(金)	○	○	○	×	
16(土)						16(月)	○	×	○	○	16(木)	○	○	○	16(土)					
17(日)						17(火)	○	○	○	17(金)	○	○	○	舎夕あり	17(日)					
18(月)				敬老の日		18(水)	○	○	○	18(土)	○	×	×	ますようまつり・舎朝あり	18(月)	○	×	○	○	
19(火)	○	×	○	○		19(木)	○	○	○	19(日)					19(火)	○	○	○	○	
20(水)	○	○	○	○		20(金)	○	○	×	20(月)				振替休日(11/18)	20(水)	○	○	○	○	
21(木)	○	○	○	×		21(土)				21(火)	○	×	○	○	21(木)	○	○	○	○	
22(金)				秋分の日		22(日)				22(水)	○	○	×		22(金)	○	○	○	×	
23(土)						23(月)	○	×	○	○	23(木)			勤労感謝の日	23(土)					
24(日)						24(火)	○	○	○	24(金)	○	×	○	×	24(日)					
25(月)	○	×	○	○	高2・3年生現場実習	25(水)	○	○	○	25(土)					25(月)	○	×	○	×	終業式・給食終了
26(火)	○	○	○	○	保護者給食試食会	26(木)	○	○	○	26(日)					26(火)					
27(水)	○	○	○	○		27(金)	○	○	×	27(月)	○	×	○	○	27(水)					
28(木)	○	○	○	○		28(土)				28(火)	○	○	○	○	28(木)					冬季休業・仕事納め
29(金)	○	○	○	×		29(日)				29(水)	○	○	○	○	29(金)					
30(土)						30(月)	○	×	○	○	30(木)	○	○	○	30(土)					
						31(火)	○	○	○						31(日)					

19 14 19 14

19日

21 16 21 17

21日

20 15 19 15

20日

17 13 17 11

17日

77

令和10年度給食及び舎食実施予定

(仕様書の別表第1)

R10年度3学期(R10年度がR8年度と同様の日程と仮定したもの)

2029

1月	朝	昼	夕	行事等	2月	朝	昼	夕	行事等	3月	朝	昼	夕	行事等	
1(月)				元旦	1(木)	○	○	○		1(木)	○	○	×	卒業生を祝う会	
2(火)					2(金)	○	○	×		2(金)	○	○	×		
3(水)					3(土)					3(土)					
4(木)					4(日)					4(日)					
5(金)					5(月)	○	×	○	○	5(月)	○	×	○	○	
6(土)					6(火)	○	○	○	中1日入学(中特別休業日)	6(火)	○	○	○	高:卒業式予行練習	
7(日)					7(水)	○	○	○	小1日入学(小特別休業日)	7(水)	○	○	○	小中:卒業式予行練習	
8(月)				成人の日	8(木)	○	○	○		8(木)	○	○	○	高:卒業式	
9(火)	○	×	○	○	始業式・給食開始	9(金)	○	○	×	9(金)	○	○	×	小中:卒業式	
10(水)	○	○	○	○		10(土)				10(土)					
11(木)	○	○	○	○		11(日)				11(日)					
12(金)	○	○	○	×		12(月)			建国記念の日	12(月)	○	×	○	○	
13(土)						13(火)	○	×	○	○					
14(日)						14(水)	○	○	○	14(水)	○	○	○	○	
15(月)	○	×	○	○		15(木)	○	○	○	15(木)	○	○	○	○	
16(火)	○	○	○	○	食育推進委員会	16(金)	○	○	×	高:出校日	16(金)	○	○	×	
17(水)	○	○	○	○		17(土)				(高)ますようでかつちゃん祭	17(土)				
18(木)	○	○	○	○		18(日)				18(日)					
19(金)	○	○	○	×		19(月)	○	×	○	高:かつちゃん祭振替休日	19(月)	○	×	○	×
20(土)						20(火)	○	×	○	○	20(火)				春分の日
21(日)						21(水)	○	○	○	○	21(水)	○	×	○	○
22(月)	○	×	○	○		22(木)	○	○	×		22(木)	○	○	○	
23(火)	○	○	○	○		23(金)				天皇誕生日	23(金)	○	○	×	修了式(給食なし)
24(水)	○	○	○	○		24(土)				24(土)					
25(木)	○	○	○	○		25(日)				25(日)					
26(金)	○	○	○	×		26(月)	○	×	○	○	26(月)				害虫駆除準備・大そうじ
27(土)						27(火)	○	○	○	○	27(火)				害虫駆除
28(日)						28(水)	○	○	○	○	28(水)				
29(月)	○	×	○	○						29(木)					
30(火)	○	○	○	○						30(金)					
31(水)	○	○	○	○						31(土)					

17 13 17 14

17日

18 13 18 13

18日

16 12 16 10

16日

51

年間朝食回数	148
年間昼食回数	192
年間夕食回数	145
<b>年間給食延回数</b>	<b>485</b>

1学期配食回数	67
2学期配食回数	77
3学期配食回数	51
<b>年間配食回数</b>	<b>195</b>

令和11年度給食及び舎食実施予定

(仕様書の別表第1)

R11年度1学期(R11年度がR8年度と同様の日程と仮定したもの)

2029 年度																					
4月	朝	昼	夕	行事等	5月	朝	昼	夕	行事等	6月	朝	昼	夕	行事等	7月	朝	昼	夕	行事等		
1(日)					1(火)				振替休日(4/30)	1(金)	○	○	○	×	1(日)						
2(月)					2(水)	○	×	○	×	2(土)					2(月)	○	×	○	○		
3(火)					3(木)				憲法記念日	3(日)					3(火)	○	○	○	○		
4(水)					4(金)				みどりの日	4(月)	○	×	○	○	高2・3年生現場実習	4(水)	○	○	○	○	
5(木)					5(土)				こどもの日	5(火)	○	○	○	○	5(木)	○	○	○	○		
6(金)					6(日)					6(水)	○	○	○	○	新入生保護者給食試食会	6(金)	○	○	○	×	
7(土)					7(月)	○	×	○	○	7(木)	○	○	○	○	7(土)						
8(日)					8(火)	○	○	○	○	8(金)	○	○	○	×	8(日)						
9(月)	○	×	×	○	始業式(給食なし)	9(水)	○	○	○	9(土)					9(月)	○	×	○	○		
10(火)	○	○	○	○	10(木)	○	○	○	○	10(日)					10(火)	○	○	○	○		
11(水)	○	○	×	×	入学式	11(金)	○	○	×	11(月)	○	×	○	○	高2・3年生現場実習	11(水)	○	○	○	○	
12(木)	○	○	○	○	12(土)					12(火)	○	○	○	○	12(木)	○	○	○	×	舎お楽しみ会	
13(金)	○	○	○	×	13(日)					13(水)	○	○	○	○	13(金)	○	○	○	×	終業式・給食終了	
14(土)					14(月)	○	×	○	○	14(木)	○	○	○	○	14(土)						
15(日)					15(火)	○	○	○	○	15(金)	○	○	○	×	15(日)						
16(月)	○	×	○	○	16(水)	○	○	○	○	16(土)					16(月)					海の日	
17(火)	○	○	○	○	17(木)	○	○	○	○	17(日)					17(火)	○	×	○	×	終業式・給食終了	
18(水)	○	○	○	○	18(金)	○	○	○	×	18(月)	○	×	○	○	18(水)					夏季休業・大そうじ	
19(木)	○	○	○	○	19(土)				高等部体育祭	19(火)	○	○	○	○	19(木)					害虫駆除	
20(金)	○	○	○	×	20(日)					20(水)	○	○	○	○	20(金)						
21(土)					21(月)	○	×	○	×	高:体育祭振替休日	21(木)	○	○	○	○	21(土)					
22(日)					22(火)	○	×	○	○	22(金)	○	○	○	×	22(日)						
23(月)	○	×	○	○	23(水)	○	○	○	○	23(土)					23(月)						
24(火)	○	○	○	○	24(木)	○	○	○	○	24(日)					24(火)						
25(水)	○	○	○	○	25(金)	○	○	×	×	25(月)	○	×	○	○	25(水)						
26(木)	○	○	○	○	26(土)					26(火)	○	○	○	○	26(木)						
27(金)	○	○	○	×	27(日)					27(水)	○	○	○	○	27(金)						
28(土)					28(月)	○	×	○	○	28(木)	○	○	○	○	28(土)						
29(日)					29(火)	○	○	○	○	29(金)	○	○	○	×	29(日)						
30(月)	○	×	○	×	昭和三の日・PTA総会(出校日)	30(水)	○	○	○	30(土)					30(月)						
					31(木)	○	○	○	○						31(火)						

16 12 14 12  
16日

20 14 20 15  
20日

21 17 21 16  
21日

11 8 11 7  
11日

年間朝食回数	51
年間昼食回数	66
年間夕食回数	50
<b>年間給食延回数</b>	<b>167</b>

  

1学期配食回数	68
2学期配食回数	0
3学期配食回数	0
<b>年間配食回数</b>	<b>68</b>

(仕様書の別表第2)

区分	1日あたりの最大食数	食事開始時間
朝食	24	7時30分
昼食	109	12時00分
夕食	25	17時30分

別表2及び3の注意事項

- 1 この表の食数は、令和8年度 6月時点のものです。
- 2 昼食については受託者調理員分も作ってもらっていますが、その数は含んでいません。
- 3 委託期間中、食数が大きく変動する場合は、仕様書の5(2)及び(3)によります。

(仕様書の別表第3)

食材	調理内用	盛り付け量	食数					
			学校給食				計	舎食
			小学部 1	中学部 4	高等部 1	6		
パン	パンがゆ(耳をカット4枚切り食パン1枚分)	110g			1	6	0	
	パンがゆ(耳をカット4枚切り食パン2枚分)	250g						
	食パンは焼かない。あげパンは作らない。	-		1				
	食パンは焼かない。あげパンは作る。	-						
	食パンは耳を切って焼く。耳は焼かない。	-						
	普通食同様	-	1	3				
ご飯	ミキサー粥(米30g)(粒が残らないようにする) 変わりごはんの具は圧力鍋で煮て、ペースト	110g				6		
	全粥(米30g) 変わりごはんの具は圧力鍋で煮て、半ペースト	110g						
	全粥(米60g) 変わりごはんの具は圧力鍋で煮て、ペースト	250g		1	1			
	軟飯(米50g) 変わりごはんの具は圧力鍋で煮て、半ペースト	110g						
	軟飯(米50g) 変わりごはんの具は圧力鍋で煮て、固形	110g		1				
	軟飯(米60g) 変わりごはんの具は圧力鍋で煮て、固形	200g						
	普通(米45g)混ぜごはんは普通、炊き込みご飯は軟飯 変わりごはんの具は圧力鍋で煮て、固形	100g						
	普通(米70g)混ぜごはんは普通、炊き込みご飯は軟飯 変わりごはんの具は圧力鍋で煮て、固形	170g						
普通食と同様	170g	1	2					

めん類	柔らかく煮こみ、ペースト状にする（粒が残らないようにする）	-			1	6	
	柔らかく煮こみ、半ペースト状にする	-					
	柔らかく煮こみ、1～2 cmに切る	-					
	柔らかく煮こみ、5 cm～6 cmにする	-					
	普通食と同様	-	1	4			
肉・魚	圧力鍋で煮て、ペースト状にする（粒が残らないようにする）	-			1	6	
	圧力鍋で煮て、半ペースト状にする（水分少なめ）	-					
	圧力鍋で煮て、ペースト状のものと一緒に盛る	-		1			
	圧力鍋で煮る	-	1	2			
	普通食と同様	-		1			
野菜	圧力鍋で煮て、ペースト状にする（粒が残らないようにする）	-			1	6	
	圧力鍋で煮る。半ペースト状にする。固形（芯やきのご類など繊維の多いものは除く）をつける。	-					
	圧力鍋で煮る。固形（芯やきのご類など繊維の多いものは除く）を多めにし、スティック状のものを2～3本つける。	-		1			
	圧力鍋で煮て、固形（芯やきのご類など繊維の多いものは除く）のままにする。	-	1	1			
	普通食同様	-		2			
果物・デザート	ペースト状。ゼリーはそのまま	-			1	6	
	半ペースト状（バナナはスライス。りんご、梨などはコンポートにする。いちご、メロン、柿は極きざみ）	-					
	スライス（りんご、梨などはコンポートにする。メロン、柿は極きざみ）	-		1			
	スライス（柿は極きざみ）	-	1	3			
	普通食同様。	-					
汁物	ペースト	-			1	6	
	汁物は具と汁を別々にする（具は半ペースト）	-		2			
	汁物は具と汁を別々にする（具はそのまま）	-					
	普通食同様	-	1	2			
その他 （次項へ続く）	1皿に1品ずつ盛る	-	1	4	1	6	
	舌でつぶせる固さにする	-				0	
	前歯で噛む練習のためできるものはスティック状にする	-	1			1	
	歯茎でつぶせる固さにする	-	1			1	

その他 (前項からの続き)	基本は普通食（必要に応じて代替の食材を使用）	-				0	
	ごま、かつおぶし（おかか）、じゃこは除く	-	1	3	1	5	
	キウイなどの粒、果物の種は除く	-			1	1	
	もち、白玉だんごなど弾力が強いもの	-	1	4	1	6	
	きびなご、ししゃもなど骨が多いものは代替	-	1	4	1	6	
	さんまやいわしなど小骨の多いものは代替	-	1	4	1	6	
	いか（主菜のとき）など弾力の強いものは代替	-	1	4	1	6	
	いか、たこ、えび、かまぼこ、こんにゃく、しいたけ、きくらげ、海藻などはミキサーにかけるか除く。	-		1	1	2	

- ※1 対象児童生徒：6名（R8年度時点）  
 ※2 体調不良の生徒が生じたときは、当該二次調理食数に関わらず対応する。  
 ※3 交流、試食、転入、転出等がある際は、当該二次調理食数に関わらず対応する。

令和 年 月 日

島根県教育委員会教育長 井手久武 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

### 入札参加資格確認申請書

島根県立益田養護学校の学校給食及び舎食調理業務委託に係る一般競争入札に参加する資格確認について、関係書類を添えて申請します。

あわせて、本件入札に係る入札保証金及び契約保証金について、次のとおり申請します。

(1) 入札保証金について

免除を希望する。⇒ 入札保証金の免除申請書を添付します。

免除を希望しない。

(2) 契約保証金について

免除を希望する。⇒ 契約保証金の免除申請書を添付します。

免除を希望しない。

(※ (1) (2) については、いずれかにチェックを入れてください。)

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

# 営 業 経 歴 書

商号又は名称				
代表者職・氏名				
本店所在地				
電話番号		F A X 番号		
県内営業所等	名 称	所 在 地		
	.....	.....		
	.....	.....		
	.....	.....		
営 業 種 目	営 業 種 目	営 業 比 率	営 業 種 目	営 業 比 率
		%		%
	.....	.....	.....	.....
	.....	.....	.....	.....
自 己 資 本 額	区分	直前決算時	利益処分 (損失処理)	計
	資 本 金	円	円	円
	準 備 金			
	積 立 金			
	繰越利益(損失)金			
	計		×	
流 動 比 率	$\frac{\text{流動資産} \quad \text{円}}{\text{流動負債} \quad \text{円}} \times 100 = \quad \text{\%}$			
機 械 設 備 等 残 存 価 格	機 械 設 備 類	車 両 運 搬 具 類	工 具 器 具 等	計
	円	円	円	円
営 業 年 数	営 業 開 始	年 月	営 業 年 数	年
従 業 員 数	( ) ( ) ( ) ( ) (合 計)			
	人 人 人 人 人			
過去2年間の学 校、事業所等と の空気調和設備 保守点検業務受 託実績	委託者名	委 託 業 務 名	契約金額(円)	委 託 期 間
	.....	.....	.....	.....
	.....	.....	.....	.....
	.....	.....	.....	.....

# 委 任 状

令和 年 月 日

島根県教育委員会教育長 井手久武 様

委任者 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

私は、次の者を代理人と定め、下記事項の権限を委任いたします。

受任者 住 所  
商号又は名称  
氏 名

## 記

「島根県立益田養護学校の学校給食及び舎食調理業務委託」の入札及び見積り（ただし、入札終了後入札会場において直ちに行うものに限る）に関する一切の権限。

## 入札参加資格に関する誓約書

令和8年 月 日付け公告のありました「島根県立益田養護学校の学校給食及び  
舎食調理業務委託」の入札の参加に当たって、下記のとおり誓約します。

### 記

- 1 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

令和 年 月 日

住 所

提出者 商号又は名称

代表者職氏名

島根県教育委員会教育長 井手久武 様

# 入札保証金の免除申請書

令和 年 月 日

島根県教育委員会教育長 井手久武 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

島根県が実施する「島根県立益田養護学校の学校給食及び舎食調理業務委託」に係る一般競争入札に参加するにあたり、入札保証金の免除を希望したいので、下記のとおり書類を添えて申請します。

## 記

1 島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当することを証明できる書類

・ 契約書の写し

・

・

連絡先

電 話

F A X

担当者

## 島根県会計規則（抜粋）

（入札保証金の免除）

第61条の2 契約担当者は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有する者で過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、一般競争入札に参加する者の資格を定めた場合において、一般競争入札に参加しようとする者の工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

# 契約保証金の免除申請書

令和 年 月 日

島根県教育委員会教育長 井手久武 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

島根県が実施する「島根県立益田養護学校の学校給食及び舎食調理業務委託」の一般競争入札において落札者となった場合には、契約保証金の免除を希望したいので、下記のとおり書類を添えて申請します。

## 記

- 1 島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当することを証明できる書類
  - ・ 契約書の写し
  - ・
  - ・

連絡先

電 話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

## 島根県会計規則（抜粋）

（契約保証金の免除）

**第69条の2** 契約担当者は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品の売払契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方の工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

益 養 第〇〇〇〇号  
令和 8 年 月 日

〇〇〇〇  
〇〇〇〇 様

島根県教育委員会教育長 井手久武

入 札 参 加 資 格 確 認 通 知 書

令和 8 年 月 日付けをもって申請のありました島根県立益田養護学校の  
学校給食及び舎食調理業務委託に係るこのことについては、入札参加の資格がある  
ことを確認しました。

なお、入札保証金及び契約保証金については、免除します。

担当 島根県立益田養護学校 事務室 陶山  
電話 0856-31-5112  
FAX 0856-25-1967

(申請人入札用)

第 回

# 入 札 書

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、島根県立益田養護学校の学校給食及び舎食調理業務委託

上記のとおり、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他仕様書等を承知のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

島根県教育委員会教育長 井手久武 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(代理人入札用)

第 回

# 入 札 書

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、島根県立益田養護学校の学校給食及び舎食調理業務委託

上記のとおり、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他仕様書等を承知のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

島根県教育委員会教育長 井手久武 様

住 所  
委任者 商号又は名称  
代表者職氏名

住 所  
代理人 商号又は名称  
氏 名

## 入 札 辞 退 届

件 名 島根県立益田養護学校の学校給食及び舎食調理業務委託

上記については、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

島根県教育委員会教育長 井手久武 様

令和 年 月 日

住 所 :

商号又は名称 :

担当者 :

TEL :

FAX :

## 入 札 質 疑 書

入札件名	島根県立益田養護学校の学校給食及び舎食調理業務委託
------	---------------------------

No.	質 疑 事 項

※質疑事項が複数ある場合はNo. を付してください。

No.	回 答

## 委 託 契 約 書 (案)

島根県（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、島根県立益田養護学校の学校給食及び舎食調理業務の委託について次のとおり契約を締結する。

### （委託の内容）

第1条 委託者は、島根県立益田養護学校の学校給食及び舎食調理業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託業務の処理方法）

第2条 受託者は、別添仕様書により、委託業務を処理しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。

### （委託料）

第3条 委託者は、委託業務に対する委託料として、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）を、36回（別紙「支払計画書」参照）受託者に分割して受託者に支払うものとする。

2 前条に規定した委託料の、各年度の支払限度額は、次のとおりとする。

令和8年度 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和9年度 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和10年度 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和11年度 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

### （委託期間）

第4条 委託の期間は、令和8年8月1日から令和11年7月31日までとする。

### （契約保証金）

第5条 (A) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、免除する。

(B) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇〇円とする。

### （委託業務完了報告）

第6条 受託者は、委託業務完了後、30日以内に委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を委託者に提出しなければならない。

### （検査）

第7条 委託者は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 受託者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、前条の検査を終了した後、受託者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第9条 受託者は、正当な理由によらないで第4条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、委託者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年3.0パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年3.0パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 委託者が第7条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、委託者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年3.0パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

(前金払)

第10条 削除

(個人情報等の保護)

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約内容の変更等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(協議解除)

第13条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第 14 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更又は解除することができる。

（損害賠償）

第 15 条 受託者は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第 16 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が、委託者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
  - (2) 受託者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
  - (3) 受託者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
  - (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
  - (5) 受託者がこの契約に違反し、委託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
  - (7) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき
- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

（違約金）

※第 5 条（契約保証金）で(A)を用いる場合

第 17 条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

※第 5 条（契約保証金）で(B)を用いる場合

第 17 条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 委託者は、第 5 条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第 1 項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第 18 条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 19 条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第 20 条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、委託者及び受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 島根県松江市殿町 1 番地  
島根県  
島根県教育委員会教育長 井手久武

受託者

## 個人情報等取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受託者は、個人に関する情報その他の非公開情報（島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）に規定する非公開情報をいう。）及び委託者がこれと同等の取扱いが必要と認める情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人及び法人その他の団体の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (取得の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報等を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報等が記録されている媒体の管理、個人情報等を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

### (責任体制の整備)

第6 受託者は、第5の個人情報等の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

### (派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (再委託)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行き、第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせて

はならない。

2 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報等
- (5) 再委託の相手方に求める個人情報等の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 受託者は、再委託をする業務における個人情報等の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第11 受託者は、この契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報等又は受託者自らが取得した個人情報等が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときに、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還し、消去し、又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 受託者は、委託者から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第13 委託者は、この契約による業務に係る個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証し、及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査(以下「監査等」という。)を行うことができる。受託者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報の提供を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 前2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

第14 受託者は、この契約による業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生し、

又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容及び件数並びに事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 委託者は、この契約による業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第 15 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第 16 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容若しくは法令に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

別紙

支払計画表

令和8年度

回数	内 訳	金 額	備 考
第1回	令和8年度 8月分	円	
第2回	9月分	円	
第3回	10月分	円	
第4回	11月分	円	
第5回	12月分	円	
第6回	令和9年度 1月分	円	
第7回	2月分	円	
第8回	3月分	円	
令和8年度の計		円	

令和9年度

回数	内 訳	金 額	備 考
第9回	令和9年度 4月分	円	
第10回	5月分	円	
第11回	6月分	円	
第12回	7月分	円	
第13回	8月分	円	
第14回	9月分	円	
第15回	10月分	円	
第16回	11月分	円	
第17回	12月分	円	
第18回	令和10年度 1月分	円	
第19回	2月分	円	
第20回	3月分	円	
令和9年度の計		円	

令和10年度

回数	内 訳	金 額	備 考
第21回	令和10年度 4月分	円	
第22回	5月分	円	
第23回	6月分	円	
第24回	7月分	円	
第25回	8月分	円	
第26回	9月分	円	
第27回	10月分	円	
第28回	11月分	円	
第29回	12月分	円	
第30回	令和11年度 1月分	円	
第31回	2月分	円	
第32回	3月分	円	
令和10年度の計		円	

令和11年度

回数	内 訳	金 額	備 考
第33回	令和11年度 4月分	円	
第34回	5月分	円	
第35回	6月分	円	
第36回	7月分	円	
令和11年度の計		円	